施設基準について

◇　当院は厚生労働大臣が定める基準について診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項	算定開始日	基準の内容
療養病棟入院基本料1 20対1看護	10/1/2020	当院の療養病棟には、1日に29人以上の看護職員（看護師及び准看護師、 うち看護師2割以上）を配置しております。また、入院診療計画、院内感 染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について整備 しております。
療養病棟療養環境加算2	4/1/2013	法令に定められた医師、看護職員を配置し、病室は1室につき4床以下で あり、患者様1人あたり6.4㎡以上、廊下幅1.8m（両側居室の場合は2.7m以上）の環境に関する基準を満たしております。機能訓練に必要な設備 及び訓練室を有し、食堂・談話室、身体の不自由な方が利用できる特別浴 室があります。
入院時食事療養 生活療養に関する事項	**算定開始日**	**基準の内容**
入院時食事療養（Ⅰ） 入院時生活療養（Ⅰ）	10/1/2007	管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食：午後6時）、適温で提 供しています。
基本診療料の施設基準		
診療録管理体制加算2		
データ提出加算1及び3（200床未満）		
特掲診療料の施設基準		
薬剤管理指導料		
CT撮影（16列マルチスライスCT）		
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）		
脳血管リハビリテーション料（Ⅱ）		
入院ベースアップ評価料 19		

4/24/2025